

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び裁判所法の一部を改正する法律

第二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「・第六十五条」を「―第六十五条の二」に、「第二百二条」を「第二百二条の二」に改める。

第二条の改正規定及び第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条を改め、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第二条第一項中「次条」を「第三条」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

三 次条第一項の決定があつた事件

第二条の次に次の一条を加える。

(裁判員の参加する合議体で取り扱う決定)

第二条の二 地方裁判所は、前条第一項第一号又は第二号に該当する事件以外の事件であつて、公訴事実又は法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の加重減免の理由となる事実（以下「公訴事実等」といふ。）に争いがあると認めるものについて、最高裁判所規則で定めるところにより被告人から請求があつたときは、当該事件を裁判員の参加する合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 簡易裁判所に係属している事件であつて、公訴事実等に争いがあること及び裁判員の参加する合議体で取り扱うことについて最高裁判所規則で定めるところにより被告人から申出があつたものについては、裁判所法第三十三条第一項の規定にかかわらず、地方裁判所が第一審の裁判権を有する。この場合において、簡易裁判所は、決定で、当該申出があつた事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

3 第一項の請求及び前項の申出は、第一回の公判期日前において裁判所が最高裁判所規則で定めるところにより指定する日までの間（公判前整理手続に付されている事件にあつては、当該公判前整理手続が終わるまでの間）にしなければならない。

4 刑事訴訟法第四十四条第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

5 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合にお

いては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

第三条第一項中「前条第一項各号」を「第二条第一項各号」に、「^い畏怖し」を「畏怖し」に改め、同条第二項ただし書中「前条第一項各号」を「第二条第一項各号」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第三十三条を改め、同条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十九条の見出しを「(裁判員等に対する説明及び宣誓)」に改め、同条第一項中「により」の下に「、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者、事実の認定に必要な証明の程度及び犯罪の証明がないときは無罪の言渡しをしなければならないこと」を加え、「、義務」を「及び義務」に改める。

第四十八条の改正規定中『「第三条第一項」の下に「、第三条の二第一項」を、』を削り、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(刑事訴訟法第二百九十一条の手續後の説明等)

第五十四条の二 裁判長は、刑事訴訟法第二百九十一条の手続が終わった後、これに引き続き、公開の法廷で、第三十九条第一項の説明を行わなければならない。同法第二百九十三条の手続が終わった後についても、同様とする。

2 裁判長は、前項前段の説明に際して、裁判員及び補充裁判員に対し、その説明する事項を記載した書面を交付しなければならない。

第三章第二節中第六十五条の次に次の一条を加える。

(簡易公判手続等の除外)

第六十五条の二 第二条第一項の合議体で取り扱われる事件については、簡易公判手続又は即決裁判手続によることができない。

第六十七条第一項中「判断」の下に「(刑の量定において死刑に処する判断を除く。)」を、「第六十七条」の下に「第一項本文及び第二項」を加え、同条第二項中「刑」を「死刑に処する判断以外の刑」に改める。

第七十条第一項中「については」の下に「、裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者を除き」

を加える。

本則に次の改正規定を加える。

第六章中第二百二条の次に次の一条を加える。

(心理的負担の軽減)

第二百二条の二 裁判所は、裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあつた者に対し、その職務の遂行により生じた心理的な負担を軽減するため、最高裁判所規則で定めるところにより、適切な措置を講じなければならぬ。

第百八条第一項中「秘密を」の下に「正当な理由がなく」を加え、「六月以下の懲役又は」を削り、同条第二項第一号中「知り得た」の下に「人の」を、「除く。」を「の下に「正当な理由がなく」を加え、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又はその多少の数を」を「(裁判員の職にあつた者については、自己の意見を除く。)を正当な理由がなく」に改め、同項第三号中「除く。」を「の下に「正当な理由がなく」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)」を付し、本則に次の一条を加える。

(裁判所法の一部改正)

第二条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「定」を「定め」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一審である地方裁判所の刑の量定において死刑に処する判断を行うには、全員の意見が一致しなければならぬ。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律目次の改正規定(「第六十五条」を「第六十五条の二」に改める部分に限る。)、同法第二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の改正規定及び同法第三章第二節中同法第六十五条の次に一条を加える改正規定並びに次項及び附則第六項の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第三項中「この法律」を「附則第一項ただし書に規定する規定」に、「新法」を「新裁判員法」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二項の見出しを削り、同項中「この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）」を「新裁判員法」に、「（新法）」を「（新裁判員法）」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 この法律の施行の際現に係属している事件の評決については、新裁判員法第六十七条及び第二条の規定による改正後の裁判所法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に係属している事件については、第一条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新裁判員法」という。）第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二条の二の規定は適用しない。当該改正規定の施行前判決が確定した事件であ

つて当該改正規定の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。
附則に次の一項を加える。

(法制上の措置等)

7 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度において、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするために、刑事訴訟手続の一層の充実及び迅速化を図ることが緊要な課題であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、検察官が保管する全ての証拠の開示を義務付ける制度並びに被疑者の取調べの状況等の録画及び録音を義務付けるとともにその取調べの際に弁護人の立会いを認める制度を導入するため、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、初年度及び次年度それぞれ約八十億円、平年度約百二十億円の見込みである。